

第2章

上位・関連計画の整理

第2章 上位・関連計画の整理

ポイント

●立地適正化計画は、「第7次岡崎市総合計画」などの上位計画に即しつつ、「岡崎市都市計画マスタープラン」に包含される計画として各種関連計画との連携・整合を図ります。

本計画は、上位計画である「第7次岡崎市総合計画」や「第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「岡崎市土地利用基本計画」、「西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（西三河都市計画区域マスタープラン）」に即しつつ、「岡崎市都市計画マスタープラン」に包含される計画として、各種関連計画との連携・整合を図ります。

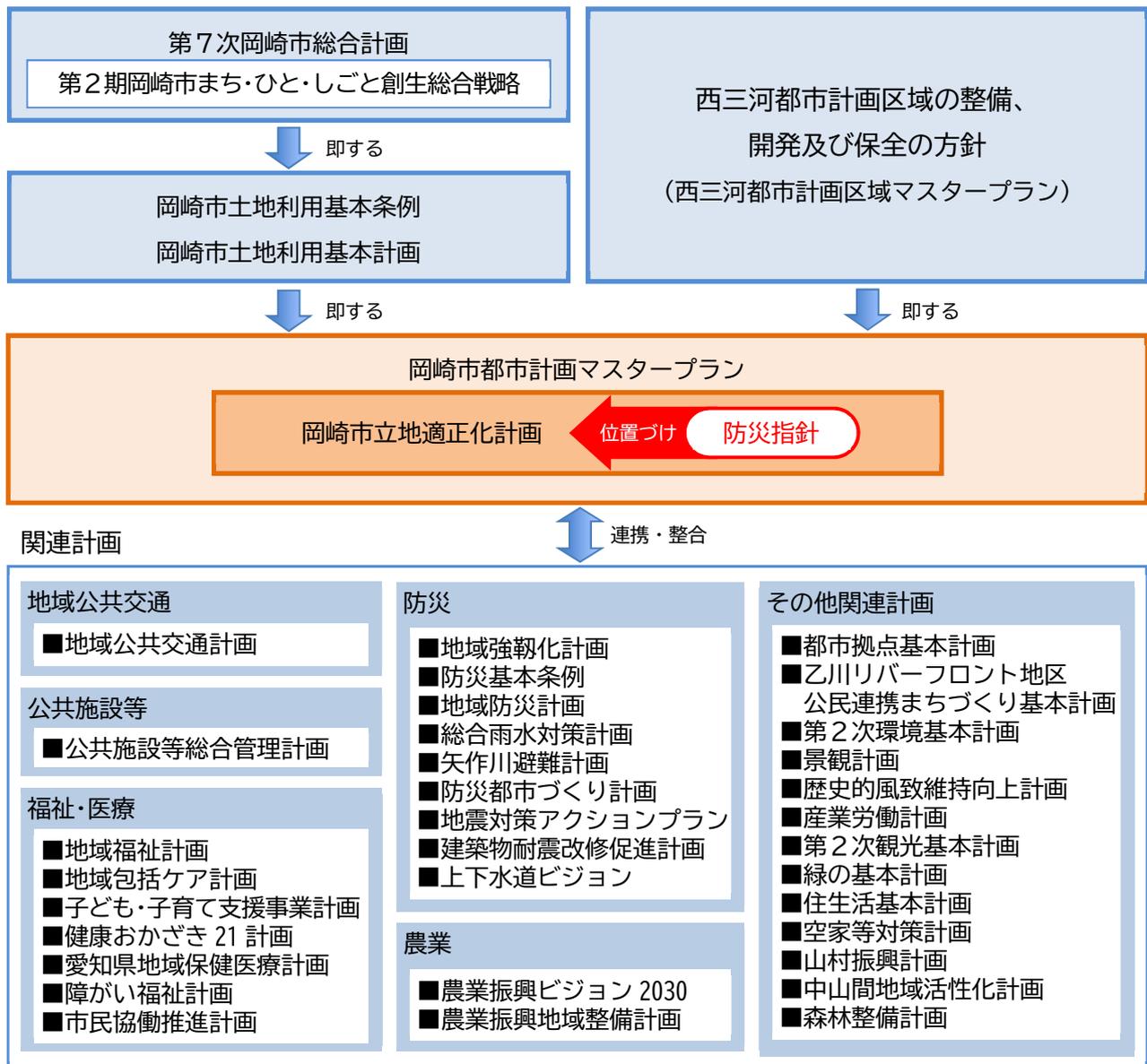


図 立地適正化計画の位置づけ

1 上位計画における将来都市像

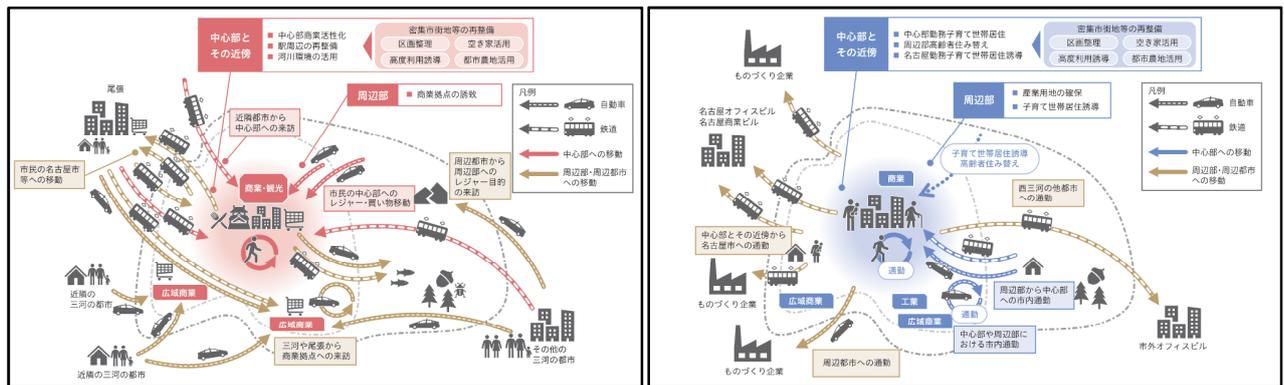
立地適正化計画の上位計画として先に示した5つの計画の中から、本計画が即すべき将来都市像の理念や目標に関わる部分を整理します。

(1) 第7次岡崎市総合計画（令和3年3月）

第7次岡崎市総合計画では、国内屈指の製造拠点である三河地域において、地域の発展を牽引する役割を担うことを目指すことから、「**一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき**」を将来都市像として定め、**人口規模を増加・維持する取組が効果を発揮し、行政・学研機能や更なる商業機能の集積、新技術のまちづくりへの活用を通じて、利便性や先進性の高い暮らしが実現できる都市を目指しています。**

本市は、主に市域周辺部における住宅開発や大規模な土地区画整理事業等により居住地を確保し、市街地の拡大、人口の増加、高い出生率を維持してきました。近年は、主要駅周辺において、市民だけではなく来街者が暮らしの楽しみを実感できるエリアとして、誘客資源の充実に向けた取組にも着手しています。

今後も若年世帯による市街地周辺部での高い住宅需要が見込まれていることに加え、リニア中央新幹線の名古屋開通に伴い、更なる広域交通機能の充実を見据えた高度都市化が期待されているため、市の中心部と周辺部や、周辺都市との交通ネットワークを見据えながら、通勤渋滞や休日渋滞の解消、高齢者の生活移動手段の確保、交通安全対策など、**暮らしに直結する交通課題への対策と合わせ、公民連携して新技術の実装に取り組むことで、集約連携型都市の構築を図ります。**



(消費・購買行動における人の移動のイメージ)

(通勤・通学における人の移動のイメージ)

図 30年後のグランドデザイン概念図

<将来都市像の理念・目標等>

- 一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき
- 暮らしを楽しむまちとして市民や民間事業者に選ばれる都市
- まちづくりへの投資・保全や都市の強靱化による集約連携型都市
- 本市に関係する誰もが活躍でき、まちへの誇りが育まれる都市
- 三河各都市と連携し、共に発展していくための拠点となる都市

(2) 第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和5年3月改訂）

岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、第7次岡崎市総合計画の総合政策指針で定めた30年後の将来都市像実現に向けて、今後5年間の取り組み指針・推進事業をまとめています。令和3年4月を計画始期として、毎年度、企業や組織の目標達成に向けたプロセスや行動を評価するための具体的な指標（KPI：重要業績評価指標）を更新し、推進事業の進捗管理を行っています。

■ 4つの基本目標と基本的方向

基本目標① 未来のまちづくり

- 基本的方向① 公共投資だけではなく民間投資を合わせて誘導することで、新たな都市課題に対応した多世代・多機能な骨太の集約連携型都市を実現し、市民の暮らしの質の向上を図る。

基本目標② 未来のひとづくり

- 基本的方向② すべての市民が活躍できるよう、町内会組織による地域課題解決の取組をはじめとする地域住民の活躍を支援しつつ、より多様性を受容する社会へと変革し、多様な主体や個人が活躍できる地域共生社会の実現を図る。

基本目標③ 未来のしごとづくり

- 基本的方向③ 各産業の事業者の活動や進出を促進し、未来をけん引する産業の育成・誘致を進め、市民が多様に活躍できる就労環境の構築を図っていく。

基本目標④ 未来のパートナーシップづくり

- 基本的方向④ 先進技術の活用などで都市経営のスマート化を進めるとともに、幅広く民間事業者とパートナーシップを確立・強化し、公民連携を誘発していくことで、市民・事業者・行政の連携によるまちづくり体制の構築を図る。

基本目標① 未来のまちづくり

■基本的方向を構成する要素

- 集約連携型都市の実現に向けて、「しごと」に引き寄せられて集まってきた「ひと」の住宅需要に対応しつつ、暮らしの質を高める都市基盤が充実していく「まち」を目指します。
- 市民を災害から守ることは、日本経済を支えるものづくり産業の強靱化に直結していることを念頭に、周辺都市を含む公民連携や都市基盤の老朽化対策と連動して、災害に強いまち・被災時にもスピード感をもった復旧・復興ができるまちを目指します。
- 環境・経済・社会の課題を踏まえ、公民連携して複数課題の統合的な解決を図る地域循環共生圏の枠組みの中で、排出CO2の削減、生物の多様性確保、健全な水循環、森林資源や農地の保全・活用がなされる持続可能なまちを目指します。

基本目標② 未来のひとづくり

■基本的方向を構成する要素

- 人口構成変化や年代別人口偏在に起因する担い手不足に負けない町内会の持続的な活動を新技術導入などにより支援しつつ、多様な主体が協働・活躍できる地域共生社会の実現による安全安心なまちを目指します。
- 後期高齢者の急激な増加を迎える中であっても、各主体が我が事として活躍する地域共生社会の実現により保健・医療・福祉・地域が一体となって取り組むことで、誰もが生きがいや役割を持って活躍できるまちを目指します。
- 3世代の同居・近居率の高さ、西三河製造業勤務世帯の多さなど、本市の特性を踏まえ、子育て世代の就労をはじめとする社会での活躍を支援することで、安心して楽しみながら子育てできるまち、子どもがのびのびと育つまちを目指します。
- 今後、大きな社会変化が起こった場合も、新たな価値や将来を創り出すために、市民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せや活躍を実現できるまちを目指すとともに、学校教育・社会生活の中でおかざき愛が育まれていくまちを目指します。

基本目標③ 未来のしごとづくり

■基本的方向を構成する要素

- 新技術の普及により生活利便性が著しく向上した社会にあっても、まちを楽しむ人が集う将来を見据え、観光と商業機能が連動した観光産業都市にふさわしい誘客資源が充実したまちを目指します。
- 産業の変革期や、労働力の不足が見込まれる社会にあっても、国内屈指の製造業拠点の一角を担うものづくり産業が科学や新技術と連携して地域経済の柱であり続けるまち、企業立地を促進するまちを目指します。

基本目標④ 未来のパートナーシップづくり

■基本的方向を構成する要素

- 全国的に先進性を有する公民連携、都市経営のスマート化、広域防災など共通課題の解決に向けた取組をきっかけとして、周辺都市との連携体制構築を図り、中枢中核都市として周辺都市を含めた地域全体の支えとなるまちを目指します。



<将来都市像の理念・目標等>

- 集約連携型都市の実現に向けて、暮らしの質を高める都市基盤が充実した都市
- 災害に強いまち・被災時もスピード感をもった復旧・復興ができる都市
- 公民が連携した持続可能な循環型の都市

(3) - 1 岡崎市土地利用基本条例（平成 27 年 7 月 1 日施行）

土地利用基本条例は、市民生活と自然環境が調和した、快適で秩序と魅力のあるまちづくりの推進及び地域社会の健全な発展を図ることを目的とし、本市の特性に応じた適正かつ合理的な土地利用を図るための基本的な方針を定めています。

ア 土地利用の基本理念

- ・土地基本法(平成元年法律第 84 号)第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、土地については公共の福祉を優先させるものとし、土地利用は地域の諸条件に応じて適正なものとするとともに、土地利用に関する諸計画との整合を図りながら、適正な施策の下に行われなければならない。

イ 土地利用の基本原則

- ・住宅地における市民生活への影響を考慮し、及び地域的特性を十分に踏まえた土地利用を行い、水辺、都市緑地等の自然環境、歴史及び文化と調和した秩序ある市街地の形成に資する配慮を行うこと。
- ・優良農地による田園風景を保全するとともに、集落地では田園と調和した良好な景観を形成し、農住一体となった配慮を行うこと。
- ・無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全と連携した良好な環境への配慮を行うこと。
- ・森林、里山、棚田等の良好な自然環境を保全し、及び市民の命の源である水源を確保するための配慮を行うこと。

ウ 土地利用の基本原則の適用区域

- ・水と緑・歴史と文化が保全される市街地区域
- ・優良農地と住環境が調和した農住環境保全区域
- ・自然環境及び優良農地の保全を図り、無秩序な市街地化を抑制する自然環境保全区域
- ・水源涵養機能を保全し、自然と交流するための森林環境区域

エ 大規模土地利用行為に係る事前協議

- ・市の土地利用の施策に影響を及ぼすおそれがある大規模な土地利用の行為について、事業の計画段階における市と事業者との調整の場として、あらかじめ市長との協議が必要。

<将来都市像の理念・目標等>

- 自然環境、歴史と調和した秩序ある都市

(3) - 2 岡崎市土地利用基本計画（令和5年4月改定）

国土利用計画法第8条に規定する市町村計画策定と都市計画マスタープランを補足する機能を備えた、岡崎市総合計画における土地利用計画として位置づけられた計画であり、本計画では、土地利用の基本原則を定めるとともに、土地利用の施策を実施する地域及び地区を定めています。

ア 土地利用の4つの基本原則

- 1 水と緑・歴史と文化が保全される市街地区域
- 2 優良農地と住環境が調和した農住環境保全区域
- 3 自然環境や優良農地の保全を図り無秩序な市街地化を抑制する自然環境保全区域
- 4 水源涵養機能を保全し自然と交流するための森林環境区域

イ 基本原則に基づく土地利用の施策

条例第6条第4項第2号に規定する土地利用の施策は、施策を行う地域及び地区を指定して実施します。

【地域】4地域を指定	【地区】面的又は点で施策を実施するもので、5地区を指定
A 都市的利用地域	I 特別保護地区 II 浸水対策地区
B 森林整備地域	III 準市街化形成地区 IV 産業立地誘導地区
C 水源保全地域	V 住環調和地区
D 田園地域	

ウ 地域内の土地利用の施策

地域内で実施する施策は、以下の施策を基本に、各分野で策定する誘導・規制等の条例等の基準を遵守しなければなりません。

地域名	土地利用の施策
都市的利用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>立地適正化計画</u>で定める各誘導区域に、都市機能と居住の誘導を図る。 ・ 都心ゾーン、地域拠点では土地の高度利用化を促進する。 ・ <u>災害リスクの高いエリア</u>について、より安全に配慮した土地利用を推進する。等
森林整備地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の種別に応じた適切な保育・間伐・活用等を促進し、多面的機能を維持する。 ・ 治山、砂防事業、保安林整備の促進を図る。等
水源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内での森林施業以外の土地利用行為に係る伐採及び土地改変を原則抑制する。 ・ 良質な水の供給を確保するため、適切な保育、間伐を促進する。等
田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法等に基づく農地制度の目的を考慮し、田園景観と調和した土地利用を規制・誘導する。等

<将来都市像の理念・目標等>

- 居住及び都市機能が適正に集約され、災害リスクにも対応した都市

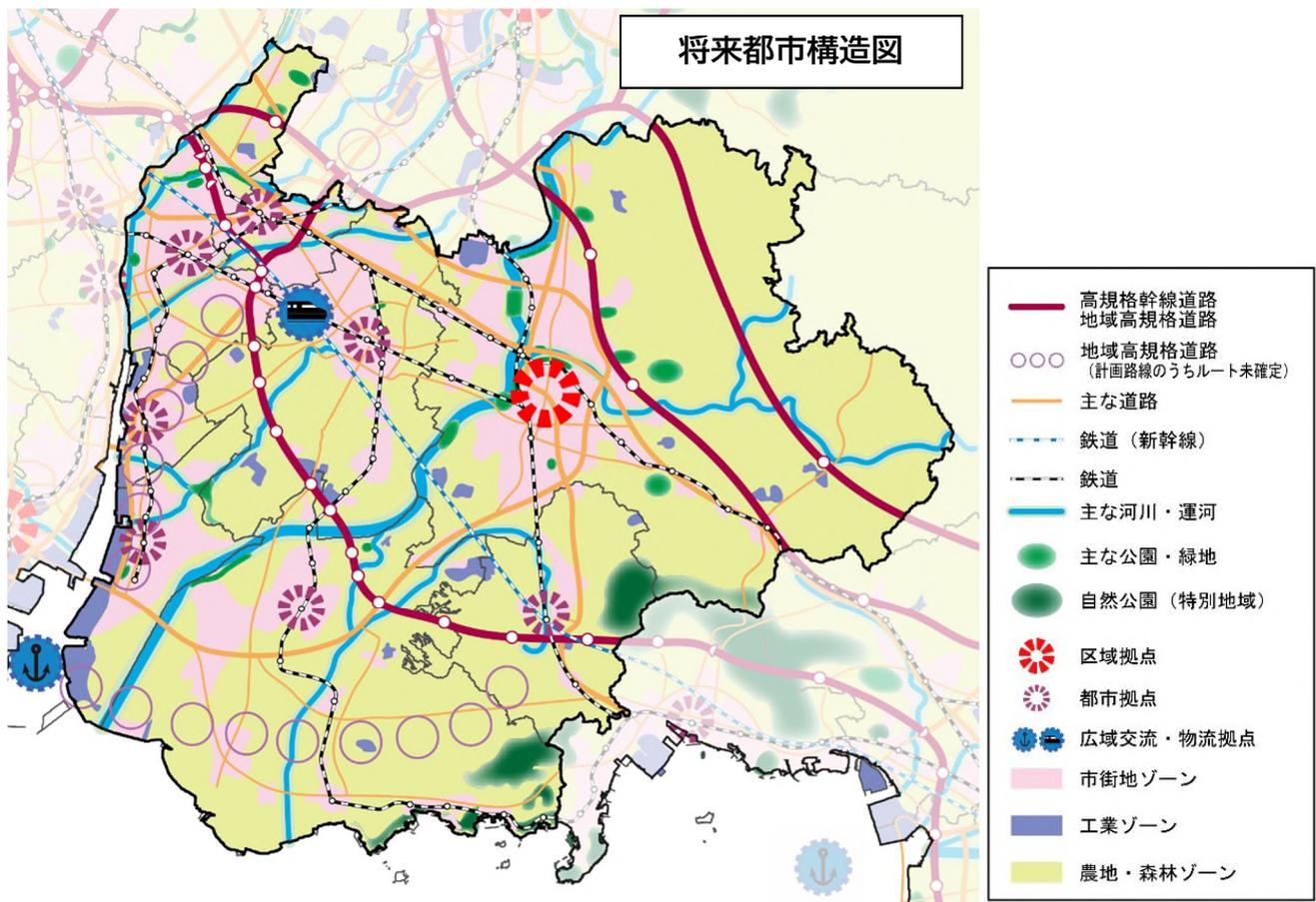
(4) 西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(西三河都市計画区域マスタープラン) (平成31年3月)

愛知県の西三河都市計画区域マスタープランでは、『明日を支える産業が力強く発展するとともに、地域の資源を大切にしながら快適に暮らせる都市づくり』を基本理念として掲げています。

主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成が目指されています。さらに、住民や企業が広く利用できる広域的な都市機能が複合的に立地する中心商業地の配置を促進する区域拠点として東岡崎駅・岡崎駅周辺地区が位置づけられています。

また、主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や地域コミュニティの中心に、生活に必要な商業・業務、医療・福祉などの都市機能を誘導するとともに、公共交通サービスや都市機能にアクセスしやすい地域において居住環境の維持・向上を図り、自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換を進めます。



<将来都市像の理念・目標等>

- 東岡崎駅・岡崎駅周辺は、広域的な都市機能が集積する西三河都市計画区域の区域拠点
- 中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として活力あるまちなかが形成された都市
- 自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換が進む都市

(5) 岡崎市都市計画マスタープラン（令和3年3月）

都市計画マスタープランでは、第7次岡崎市総合計画が目指す将来都市像を実現するため、「自然・歴史・文化を礎に 新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎」を都市づくりの基本理念として定め、5つの都市像を都市づくりの目標として定めています。また、その目標を達成するための主要課題として「コンパクトでスマートな都市づくりへの対応」を掲げています。

■都市づくりの主要課題と目標

<p>1 広域的なネットワークの変化への対応</p> <p>課題の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基幹産業の機能強化・集積のための用地確保と基盤整備による西三河都市計画区域[※]の拠点の確立 ② 持続可能な産業構造の構築による、更なる地域経済の発展 ③ 広域的なネットワークを生かした観光産業の発展 	<p>【都市像1】 新たな活力を創造する都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域の拠点としての機能の強化(①) 目標2 市内企業の産業競争力の向上(②) 目標3 駅や駅周辺の都市機能強化による産業振興(③)
<p>2 コンパクトでスマートな都市づくりへの対応</p> <p>課題の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 過度に自動車に頼らない都市構造[※]へのシフト ⑤ 働く場の確保と居住環境[※]の維持・向上、それらをつなぐネットワークの構築 ⑥ 既存ストック[※]を活用した地域コミュニティ[※]の維持・再生 ⑦ 生活拠点の形成と都心[※]部とのネットワーク化 ⑧ 郊外部や山間部の自然環境の保全と無秩序な市街化の抑制 ⑨ 新技術の積極的な導入によるコンパクトなまちづくりへの取組み 	<p>【都市像2】 将来にわたって持続可能な都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標1 コンパクト・プラス・ネットワーク[※]の取組みによる持続可能な都市構造[※]への転換(④⑤⑦⑧) 目標2 公民連携まちづくり[※]や既存ストック[※]の効率的な利活用の推進(⑥) 目標3 地域コミュニティの維持(⑥⑦) 目標4 自然環境と調和した都市づくり(⑧) 目標5 新技術導入による持続可能な都市の実現(⑨)
<p>3 住み続けられる居住環境の質の向上への対応</p> <p>課題の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 快適な暮らしや「新たな日常」に対応する都市機能[※]などの充実 ⑪ 居住場所と働く場が近接したアクセス性の良い環境の創出 ⑫ 緑やオープンスペース[※]が身近にある質の高いまちの形成 ⑬ 歴史・文化などの地域資源を生かした風格あるまちの形成 ⑭ 歩いて暮らせるまちなかや拠点での暮らしの質の向上 ⑮ 歩行者優先のまちづくり 	<p>【都市像3】 住みやすい、住み続けられる都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境[※]の創造(⑩⑪⑭) 目標2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進(⑫⑬) 目標3 誰にもやさしい交通環境の整備(⑩⑪⑭⑮)
<p>4 自然・歴史・文化を生かした都市の活性化、観光振興への対応</p> <p>課題の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑯ QURUWA戦略などの事業による都市の活性化を契機とした観光産業の推進 ⑰ 地域の交流の促進と賑わいづくり ⑱ 地域資源を活用した魅力ある公共空間の整備の推進 	<p>【都市像4】 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進(⑯⑰) 目標2 賑わい・交流を促進する環境の創造(⑰) 目標3 地域資源のリデザイン[※]による魅力ある公共空間の整備(⑱)
<p>5 大規模自然災害などに備えた安全で安心な都市づくりへの対応</p> <p>課題の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑲ 災害に備えたハード対策とソフト対策による被害を最小限に抑える取組み ⑳ 業務・事業BCP[※]策定の推進や防災意識の向上などの対策 	<p>【都市像5】 安全安心に暮らせる都市</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成(⑲) 目標2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化(⑳)

また、5つの都市像を踏まえて、将来都市構造を「土地利用（ゾーン）」、「拠点」、「軸」といった視点から、以下のように設定しています。

- ・「土地利用（ゾーン）」では、現況の土地利用や地形を踏まえ、市街地、郊外部、山間部の土地利用の区分を明確化し、都市環境と自然環境が調和した都市構造を目指します。
- ・「拠点（都市拠点、準都市拠点、地域拠点、地区拠点、広域観光交流拠点、交通拠点、生活拠点）」では、基本的に鉄道駅等の交通結節点を中心にして都市機能を集約し、それら拠点が相互に連携、補完できるような効率的な都市構造を目指します。
- ・「軸」では、自然や交通に係るものを設定し、自然に係る軸は本市を代表する水資源を位置づけ、人と自然が共生し交流できる空間とします。交通に係る軸は市内外や市内各所を円滑に連絡する鉄道、バス、道路を設定し、特に鉄道は公共交通の要として拠点間を連絡し、拠点形成ひいては効率的な都市づくりに向けての重要な軸として設定します。

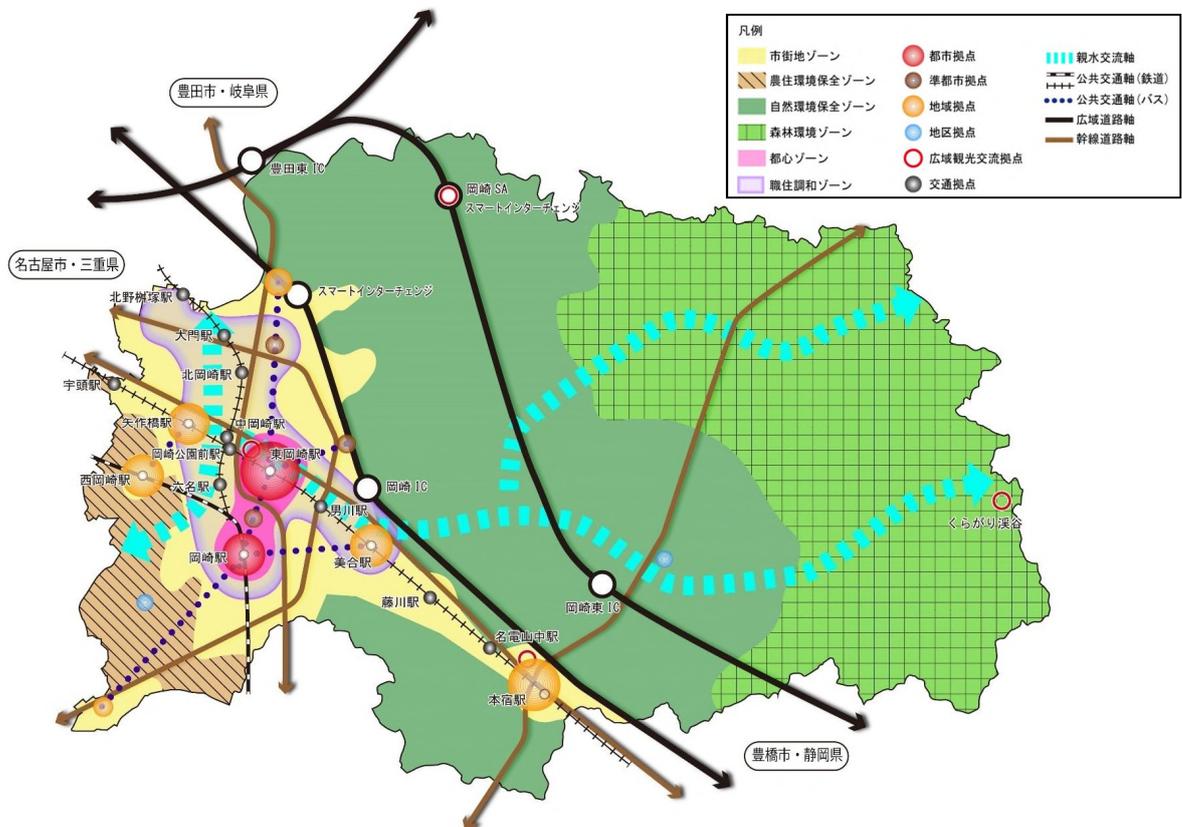


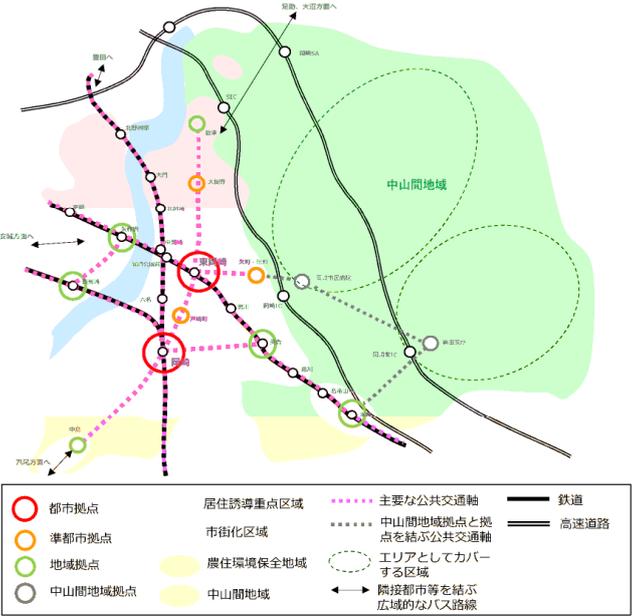
図 将来都市構造

<将来都市像の理念・目標等>

- 自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎
- 新たなくらしと活力を創造する風格ある都市
- 新たな活力を創造する都市
- 将来にわたって持続可能な都市
- 住みやすい、住み続けられる都市
- 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市
- 安全安心に暮らせる都市

2 関連計画の整理

ここでは各種関連計画から、本計画において連携・整合を図るべき事項等を整理します。

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたり考慮する事項（都市づくりの方向性等）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域公共交通</p>	<p>・地域公共交通計画 (令和4年3月)</p>	<p>【計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかに行きやすく、まちなかを訪れたいくなる快適で魅力ある交通環境の整備 ・鉄道や基幹バスによる移動しやすいまちなか交通環境の整備、魅力的な歩行者・自転車移動環境の創出 ・郊外部等については、地域の主体的な取り組みをもとにした持続可能な地域内交通の整備 ・まちなかでは、交通結節機能の強化、バス基幹軸の形成及び自転車・歩行者通行環境の確保 ・公共交通ネットワークと市内バスネットワークの確保・維持・改善 ・居住誘導重点区域に対し、高いサービス水準の確保、利便性の向上 <div style="text-align: center;">  <p>図 岡崎市が目指す交通の将来像</p> </div> <p>↓</p> <p>【本計画における考え方】</p> <p>●本計画では、以上の考え方や方針を踏まえ、「公共交通等に関する方針」の検討を進めるなど整合を図ります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公共施設等</p>	<p>・公共施設等総合管理計画 (令和4年3月改訂)</p>	<p>【計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した公共施設等について、人口減少等による利用需要の変化を踏まえた長寿命化や複合化等を計画的に進める。 <p>↓</p> <p>【本計画における考え方】</p> <p>●本計画において誘導施設として、公共施設等の長寿命化や複合化を検討する際には、その施設用途等に応じて適切な区域内での立地が望ましいため、整合を図るよう努めます。</p>

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたり考慮する事項（都市づくりの方向性等）
福祉・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画（令和4年3月） ・地域包括ケア計画（令和6年3月） ・子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月） ・健康おかざき21計画（平成26年3月） ・愛知県地域保健医療計画（令和6年3月） ・障がい福祉計画（令和3年3月） ・市民協働推進計画（令和3年3月） 	<p>【計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を維持していくためには、地域のつながり・交流の強化が重要視されている。 ・岡崎市版地域包括ケアの実現など福祉計画の多くでは、小学校区や支所区域等の地域（日常生活圏域）を基本単位として、今後の福祉サービスの充実や支援体制の構築をめざしている。 ・住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援の充実をめざしている。 ・地域における子育て支援が重要視されている。 ・障がい者等が障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを目指している。 ・福祉や防災など様々な分野の課題解決に向けた地域力のあるまちづくりには、多様な主体が協働した取組を推進していく必要がある。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【本計画における考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療・福祉サービス、子育て支援等の充実を支えるためには、地域コミュニティの維持・充実が必須であり、こうした方向性を踏まえ、本計画の基本となるまちづくりの方針を検討するなど整合を図ります。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・地域強靱化計画（令和5年4月修正） ・防災基本条例（平成24年10月） ・地域防災計画（令和6年2月修正） ・総合雨水対策計画（平成28年7月） ・矢作川避難計画（令和3年6月） ・防災都市づくり計画（平成31年3月） ・地震対策アクションプラン（平成30年2月） ・建築物耐震改修促進計画（令和3年3月） ・上下水道ビジョン（令和3年3月） 	<p>【計画の概要】</p> <p>（地域強靱化計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などが相互に連携し、市民の生命・財産を最大限守るとともに、迅速な復旧復興を可能とするための防災対策を推進する <p>（防災基本条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害からの安全、安心を得るためには、公助はもとより身近なコミュニティ等による共助が大切 ・地域の自主防災活動を担う防災組織の最小単位や防災コミュニティの基本が町単位や小学校区単位となっている <p>（総合雨水対策計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年確率降雨に対して床上浸水被害解消、8月末豪雨相当の降雨に対して人的被害ゼロを目指す ・水害リスクの低い土地への住宅・都市機能の誘導 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【本計画における考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域単位での防災力の向上のためには、地域コミュニティの維持・充実が必須であることや、各計画の方向性を踏まえ、本計画の基本となるまちづくりの方針や居住の誘導方針、防災指針を検討するなど整合を図ります。

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたり考慮する事項（都市づくりの方向性等）
<p>農業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興ビジョン 2030（令和3年3月） ・農業振興地域整備計画（令和3年3月） 	<p>【計画の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の安定的な継続や多様な機能の発揮のため、計画的な都市農地の保全を図る生産緑地、田園住居地域等の積極的な活用を促進し、都市農地の活用を複合的に組み合わせて、農と住の調和するまちづくりを進める。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【本計画における考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市部において、農地がもつ防災や景観形成、環境保全、交流等の多面的な機能を活用する方向性を踏まえ、本計画の基本となるまちづくりの方針を検討するなど整合を図ります。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点基本計画（令和4年1月） ・乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画（令和6年3月改訂） ・第2次環境基本計画（令和3年3月） ・景観計画（令和4年4月） ・歴史的風致維持向上計画（令和6年3月変更） ・産業労働計画（令和3年3月） ・第2次観光基本計画（令和6年3月） ・緑の基本計画（令和3年改訂） ・住生活基本計画（令和4年3月） ・空家等対策計画（令和5年3月改定） ・山村振興計画（平成28年度） ・中山間地域活性化計画（令和4年3月） ・森林整備計画（令和6年3月31日変更） 	<p>【計画の概要】</p> <p>（都市拠点基本計画）</p> <p><u>東岡崎駅周辺</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然・歴史・文化を生かした活力と風格を感じられるまち ・公民連携による良質で多様なコンテンツが体験できるまち ・良質な公共空間を生かした質の高い暮らしができるまち <p><u>岡崎駅周辺</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業や医療等多様な都市機能が集積した回遊性と賑わいを感じられるまち ・新たな日常にも対応した質の高い暮らしができるまち <p>（乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の豊富な公共空間を活用して、公民連携プロジェクトを実施することにより回遊を実現し、波及効果として、まちの活性化を図る。 <p>（産業労働計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の商業活性化 ・にぎわいのある地域の拠点づくり ・地域商店街のコミュニティ強化 <p>（第2次観光基本計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光コンテンツの充実・最適化 ・観光関連産業の持続的な成長 <p>（緑の基本計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の適正な保全及び緑化の推進 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【本計画における考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既存資源・空間の活用や都市機能の集積、公民連携の推進等による都市拠点の活性化やにぎわい創出を踏まえ、本計画の基本となるまちづくりの方針や都市機能の誘導方針を検討するなど整合を図ります。

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたり考慮する事項（都市づくりの方向性等）
		<p>(環境基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会 <p>(景観計画)</p> <p>地域の景観を特徴づける自然、歴史、くらしの相互の関係性を大切に、個々の良さを磨き、つなげ、より美しく風格ある岡崎らしい景観を保全・創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資産の良さを磨く ・景観まちづくりの取り組みを育む（眺望景観保全地域、景観形成重点地区） <p>(歴史的風致維持向上計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心に、その維持向上が最大限に図られる区域を重点区域として設定 <p>【本計画における考え方】 ↓</p> <p>●景観形成重点地区等において地域コミュニティの維持・充実を前提とした景観まちづくりをめざしていることや、歴史的風致維持向上計画重点区域を踏まえ、本計画の基本となるまちづくりの方針や居住の誘導方針を検討するなど整合を図ります。</p> <hr/> <p>(住生活基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアの特性を活かし暮らし方が選択できる住まい・居住環境づくり <p>(空家等対策計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活環境を保全し、災害に強いまちづくりを目指すとともに、地域活性化を図るため、多様な主体との協働によって、空き家等の対策を効果的かつ効率的に実施 <p>(環境基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境が確保されるまちに <p>【本計画における考え方】 ↓</p> <p>●エリアの特性を活かした住まい・居住環境づくりや空き家の発生抑制及び利活用による中心市街地の活性化を踏まえ、本計画の基本となるまちづくりの方針や居住の誘導方針を検討するなど整合を図ります。</p>



本計画策定にあたり考慮する事項（関連計画における都市づくりの方向性）

【公共交通】

- 公共交通によるまちなかへのアクセス性の向上
- 持続可能な地域内交通を支える地域の主体的な取組み
- まちなかでの交通結節機能の強化、バス基幹軸の形成等人が主役となるまちなか交通システムの構築

【公共施設】

- 計画的な保全による施設の長寿命化や複合化

【福祉・医療】

- 多様な世代による地域のつながりの維持・活性化
- 福祉・介護サービス、子育て支援等を支える地域コミュニティの維持・充実

【防災】

- 災害リスクに対する防災対策の強化
- 防災力向上に資する地域コミュニティの維持

【景観】

- 固有の歴史文化の継承
- 地域単位での景観まちづくりを支える地域コミュニティの維持

【産業（商業）】

- 中心市街地の商業活性化
- 地域商店街のコミュニティ強化

【都市拠点】

- 公民連携や多様な都市機能の集積等によるにぎわい創出
- エリアの特性を活かした住まい・居住環境づくりによるまちなか居住の誘導